改正後

（空港等の種類及び着陸帯等の等級）

**第七十五条**　（略）

2　（略）

3　コード番号（陸上空港等の滑走路の等級をいう。以下同じ。）は、陸上空港等の滑走路の長さにより、次の表に掲げるところによる。

| コード番号 | 陸上空港等の滑走路の長さ |
|---|---|
| 一 | 八百メートル未満 |
| 二 | 八百メートル以上千二百メートル未満 |
| 三 | 千二百メートル以上千八百メートル未満 |
| 四 | 千八百メートル以上 |

4　コード文字（対象航空機（陸上空港等の施設を使用することが予想される航空機をいう。以下同じ。）の等級をいう。以下同じ。）は、対象航空機の翼幅（主翼を水平面に投影した投影面の幅をいう。以下同じ。）により、次の表に掲げるところによる。

| コード文字 | 対象航空機の翼幅 |
|---|---|
| A | 十五メートル未満 |
| B | 十五メートル以上二十四メートル未満 |
| C | 二十四メートル以上三十六メートル未満 |
| D | 三十六メートル以上五十二メートル未満 |
| E | 五十二メートル以上六十五メートル未満 |
| F | 六十五メートル以上八十メートル未満 |

（設置基準）

**第七十九条**　法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　陸上空港等にあつては、滑走路、着陸帯、誘導路及び誘導路帯（誘導路の区域及び誘導路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域をいう。以下同じ。）について、次の位置及び構造を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

イ　滑走路

(1)　コード番号及び外側主脚車輪間隔（航空機の主脚車輪（主脚を構成する車輪をいう。）の両最外側面の相互間の距離をいう。以下同じ。）別に、次の表に掲げる規格に適合するものであること。

改正前

（空港等の種類及び着陸帯の等級）

**第七十五条**　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（設置基準）

**第七十九条**　法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　陸上空港等にあつては、特別の理由があると認められる場合を除き、着陸帯の等級別に、次の表に掲げる規格に適合した滑走路、着陸帯及び誘導路を有するものであること。

| 着陸帯の等級 | 幅 |
|---|---|
| A | 四五メートル以上 |
| B | 四五メートル以上 |
| C | 四五メートル以上 |
| D | 四五メートル以上 |
| E | 四五メートル以上 |
| F | 三〇メートル以上 |
| G | 三〇メートル以上 |
| H | 二五メートル以上 |
| J | 一五メートル以上 |